

大館市の公共下水道

大館市のマンホール



大館地域



比内地域



田代地域

大館市

はじめに

水は、わたしたちの暮らしになくてはならないものです。

下水道は、わたしたちの暮らしの様々なところで使われ「よごれた水」を「きれいな水」に戻してから川や海に放流したり、雨水を排除して街の浸水を防いだりと、わたしたちの暮らしを守る重要な社会基盤です。

また、循環型社会の構築が注目されるなか、下水道は水循環における基礎的な役割も果たしています。

しかし、下水道施設のほとんどがわたしたちの目の届きにくい場所にあるため、関心が薄れがちで、その重要性を肌で感じることは難しくなっています。

このパンフレットは下水道整備の促進やその十分な活用について理解と関心を深めていただくために下水道の役割やしくみ、受益者負担金制度、水洗化工事の手続き、下水道使用料などについてできるだけわかりやすく説明したものです。

みなさまの下水道整備事業の促進、水洗化工事及び下水道施設の維持・管理へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

もくじ

1. 大館市の下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 下水道のはたらき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3. 下水道のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
4. 下水道が使えるまで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
5. 受益者負担金（分担金）について・・・・・・・・・・・・ P 4～8
6. 水洗化工事について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9～10
7. 水洗便所改造資金の融資あっせんについて・・・・・・・・ P 11
8. 下水道使用料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12～13
9. 下水道に関するお問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・ 裏表紙

1.大館市の下水道

大館市の下水道は、米代川流域の水質保全と生活環境の改善を目的に、大館市公共下水道基本計画を策定し、秋田県流域別総合計画に基づく米代川流域下水道大館処理区に関連する公共下水道事業として着手したものです。

■大館市公共下水道の計画概要

	大館地域	比内地域	田代地域	
事業着手	昭和62年度	平成元年度	平成2年度	大館市
供用開始	平成4年度	平成6年度	平成7年度	昭和62年度
計画処理面積	1,888ha	304ha	240ha	平成4年度
計画処理人口	32,400人	3,700人	2,600人	2,432ha
				38,700人

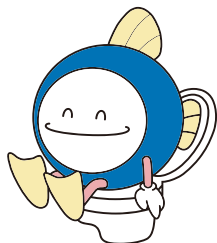
2.下水道のはたらき

下水道は、わたしたちの豊かな自然と快適な生活を守るうえで、大切な役割を果たしています。

下水道ができると・・・

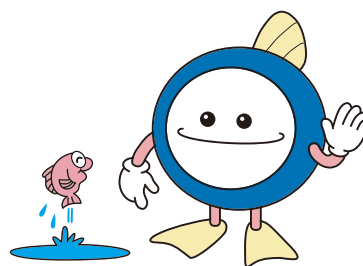
川や海がきれいになります。

よごれた水が川や海などに直接流れ込むことがなくなり、川や海の水質がきれいになり、自然環境が守られます。



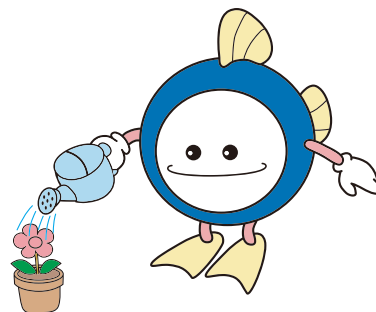
街がきれいになります。

よごれた水が直接下水管に流れるため、側溝がきれいになり、悪臭やハエ、蚊が発生しない清潔な街になります。



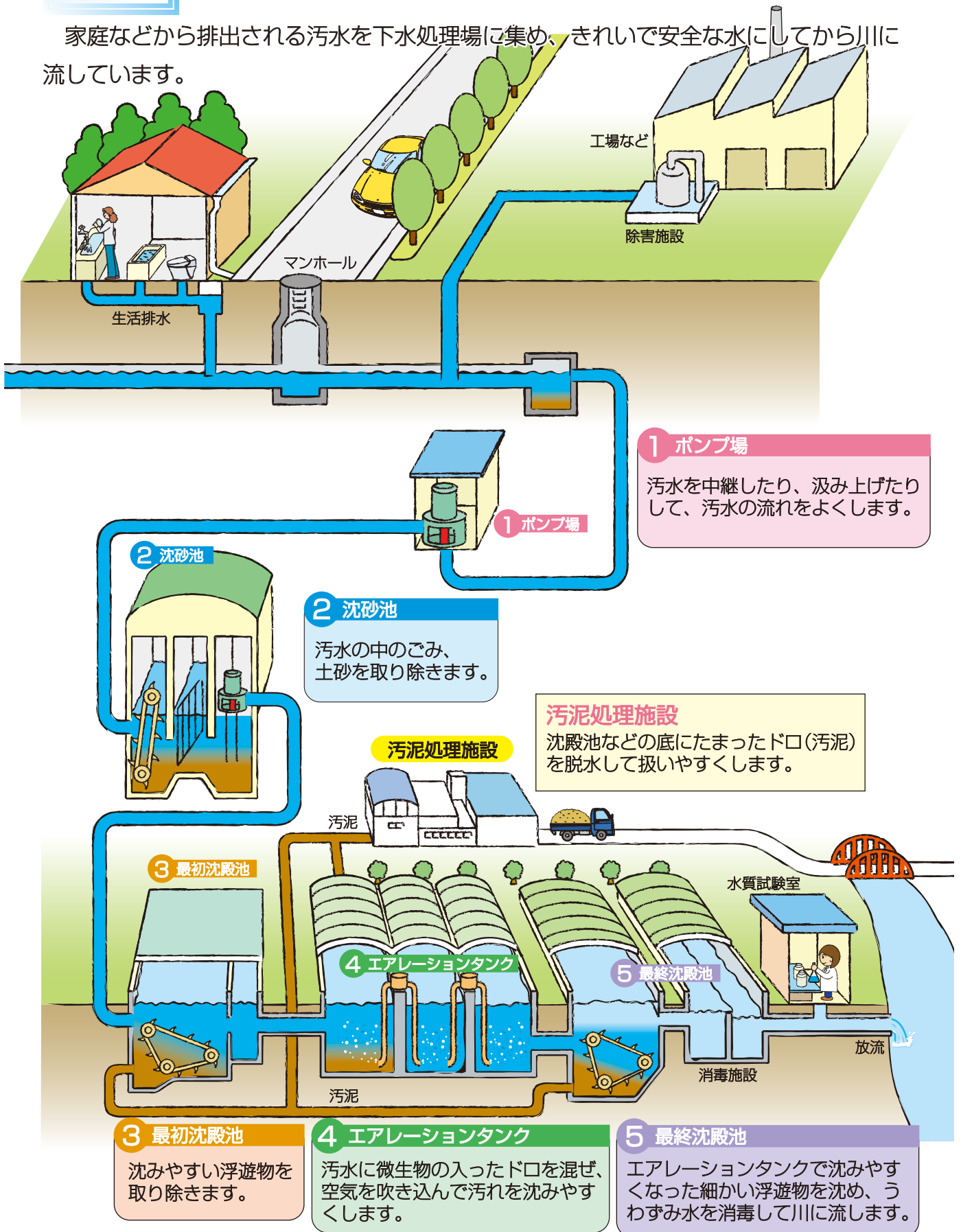
水洗トイレが使えます。

トイレが水洗化され、衛生的で快適な生活ができるようになります。



3. 下水道のしくみ

家庭などから排出される汚水を下水処理場に集め、きれいで安全な水にしてから川に流しています。



4. 下水道が使えるまで

① 地元説明会(事業説明会、工事説明会)

下水道事業の概要や下水道工事の内容について事前に説明します。

② 下水道管きょの工事

下水道本管の設置工事を行います。

③ 「公共ます設置承諾書」の提出

公共ますの宅地内への設置に関する承諾書を配付します。
必要事項を記入のうえ、提出していただきます。

④ 公共ます設置の工事

設置場所の確認を行ったうえで、公共ますを設置する工事を行います。

⑤ 供用開始の告示(下水道が使えるようになります。)

⑥ 受益者負担金の納付が始まります。
(P4~8参照)

⑦ 宅地内の排水設備工事を行ってください。
(P9~10参照)

5. 受益者負担金 (分担金) について

■ 受益者負担金 (分担金) とは

下水道は、道路や公園などの他の公共施設と異なり、利用することができるのは下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者に限られます。

このため、下水道整備にかかるすべての費用を税金でまかなくなってしまうと、下水道を利用することができる人とできない人の間に費用負担の不公平が生じることになります。

そこで、下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者に、下水道建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金 (分担金) です。

受益者負担金 (分担金) は、多額の下水道建設費をまかなう貴重な財源の一つであり、下水道事業を進めていくうえで大きな役割を果たすものです。

また、受益者負担金 (分担金) は、所有の土地に対して一度だけ負担していただくもので、下水道が整備され供用開始区域になれば、実際に下水道を利用するしないにかかわらず必ず納めていただくこととなります。

■ 受益者負担金 (分担金) を納めていただく人とは

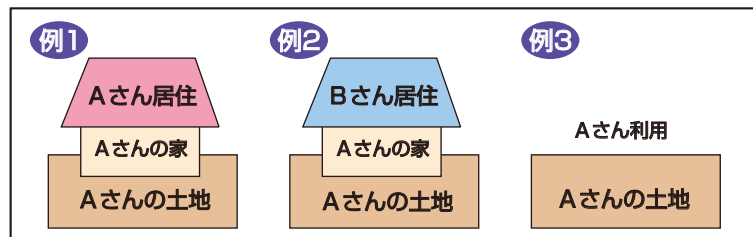
下水道が整備され、利用することができるようになった区域内の土地の所有者を「受益者」といい、負担金 (分担金) を納めていただくこととなります。

ただし、その土地に地上権、質権、賃貸借、使用貸借などの権利が長期間にわたって定められている場合には、その権利者が受益者となります (当事者間の話し合いで決めることもできます)。

受益者の一例

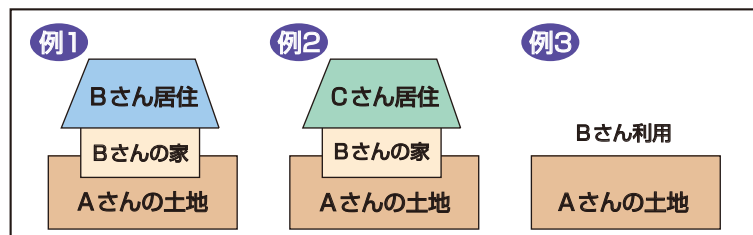
土地所有者が その土地を利用されている場合

受益者 = 土地所有者
受益者はAさん (土地所有者)



権利関係がある場合

受益者 = 権利者
受益者はBさん (権利者)



■申告から納付まで

① 受益者申告書の送付（4月初め）

1月1日現在の土地所有者のかたに送付します。

<自分の土地を自分で使っている場合>

② 受益者申告書の提出

必要事項を記入のうえ、指定期日までに提出ください。

なお、**売買などで土地所有者が変更している場合は、すぐにお知らせください。**

<自分の土地に権利者がいる場合>

③ 土地権利者からの受益者申告書への押印

土地に貸借権などの権利関係があり、その権利者が受益者となる場合は、権利者の押印が必要です。

④ 受益者申告書の提出

権利者からの押印後ご提出ください。

⑤ 受益者負担金(分担金)決定通知書の送付(5月中ごろ)

受益者申告書の内容に基づき、決定通知書を送付します。

⑥ 受益者負担金(分担金)納付通知書の送付(6月初め)

⑦ 受益者負担金(分担金)の納付(6月～)

ご注意ください!!

1. 売買や相続などで土地所有者が変わっている場合は、受益者申告書が届いたらすぐにお知らせください。
2. 申告書が提出されなかった場合は、土地所有者のかたを受益者と認定し、受益者負担金(分担金)を納付していただきます。

■ 受益者負担金(分担金)の額は？

受益者のみなさまに納めていただく受益者負担金(分担金)の額は、所有されている土地一筆ごとの面積に、1平方メートルあたりの負担金(分担金)額をかけて得た額の合計が受益者負担金(分担金)の額となります。

1㎡あたりの負担金(分担金)

大館地域	1㎡あたり	420円
比内地域	1㎡あたり	390円
田代地域	1㎡あたり	350円

例えば…

100坪(330.58㎡)の土地の場合
大館地域 $420円 \times 330.58㎡ = 138,840円$
比内地域 $390円 \times 330.58㎡ = 128,920円$
田代地域 $350円 \times 330.58㎡ = 115,700円$
(10円未満切捨て)

■ 受益者負担金(分担金)の納付方法は？

負担金(分担金)は、5年間で年4期の合計20回に分けて納めていただきます。

6月初めに市から納付通知書をお送りしますので、最寄りの取扱金融機関で納めてください。また、便利な口座振替もご利用いただけます。

(負担金分割納付の例)

大館地域の100坪の土地に対する負担金138,840円を分割納付する場合

	第1期 6月1日～末日	第2期 9月1日～末日	第3期 11月1日～末日	第4期 2月1日～末日	1年間合計
1年目	7,740円	6,900円	6,900円	6,900円	28,440円
2年目	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	27,600円
3年目	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	27,600円
4年目	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	27,600円
5年目	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	27,600円
				5年間合計	138,840円

※ 月の末日が休日の場合は、次の平日が納期限になります。

納期を過ぎると延滞金や督促手数料が加算されます。必ず納期限までに納めてください。

一括納付について

分割納付のほか、負担金(分担金)をまとめて納付(一括納付)することができます。一括納付する場合には、納付する期数や時期に応じて5～1%の一括納付報奨金を受けられます(納付条件により報奨金を受けられない場合もあります)。詳しくは、お問い合わせください。

■ 受益者負担金（分担金）の納付場所は？

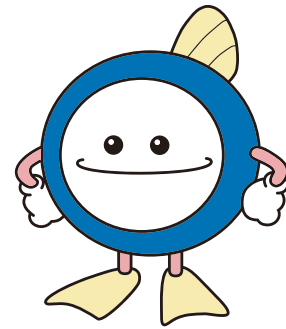
- 大館市指定金融機関 秋田銀行の本支店
- 収納代理金融機関 北都銀行、秋田県信用組合、あきた北農業協同組合、
みちのく銀行、青森銀行、東北労働金庫の大館市内の店舗
- 大館市役所、各総合支所および各出張所、市民サービスセンター

□ 口座振替について

負担金（分担金）の納付は、便利な口座振替をおすすめします。

口座振替の申し込みは、大館市指定金融機関および収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を含む）に備えてある「口座振替依頼書」にご記入のうえ、金融機関窓口へ提出してください。

なお、負担金（分担金）を一括納付する場合は、口座振替を利用することができませんので、ご注意ください。



■ 納付期間中に受益者が変更になった場合は？

受益者負担金（分担金）の納付中に、土地の売買や相続などの理由で受益者が変わったときは、すぐに受益者変更届を提出してください。

受益者変更届が提出された時点で納期が到来していない負担金（分担金）から、あらたに受益者となったかたに納めていただくこととなります。

受益者は、土地の登記手続きが完了しても自動的に変更されません。受益者変更届を提出して正式に受益者の変更となります。

受益者の変更手続きを正式にされていない場合、引き続き納付義務を負うこととなりますので、ご注意ください。

受益者の変更、住所の変更があったときはご連絡ください。所定の用紙をお送りいたします。

1期 2期・・・1期 2期 3期 4期・・・4期

変更前の受益者分

変更後の受益者分

↑
変更届提出

■受益者負担金（分担金）の徴収猶予と減免

土地の状況や使用状態などで、負担金（分担金）の徴収を猶予する制度や、負担金（分担金）を減免する制度があります。

（徴収猶予の例）

猶予の対象となる事柄	猶予の期間
田や畑（農地）、山林、原野などの場合	宅地として利用する日まで
災害、盗難等の被害により負担金（分担金）の納付が困難である場合（公の証明書を得られるもの）※	市長が認定する期間
受益者または受益者と生計を一にする親族が病気や負傷により長期療養のため負担金（分担金）の納付が困難である場合（医師の診断書を得られるもの）※	市長が認定する期間
係争中の場合（裁判等で争っているもの）※	受益者が決定する日まで

※印の場合は、申請が必要です。事前にご連絡ください。

ご注意ください!!

農地とは、農家が農業収入を得るために耕作している土地を指します。

したがって、**一般のかたが宅地を利用して耕作する、いわゆる「家庭菜園」は農地に含まれません。**

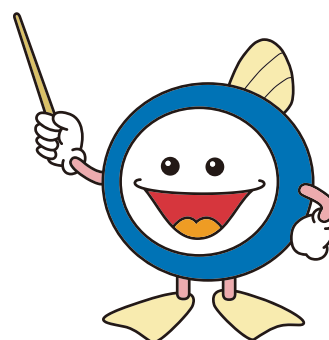
（減免の例）

減免の対象となる土地	減免率
境内地、墓地	50～100%
公共性が認められる私道	100%
自治会・町内会等の集会所の敷地 ※	100%

※印の場合は、申請が必要です。事前にご連絡ください。

ご注意ください!!

駐車場や更地は、徴収猶予や減免の対象となりません。



6. 水洗化工事について

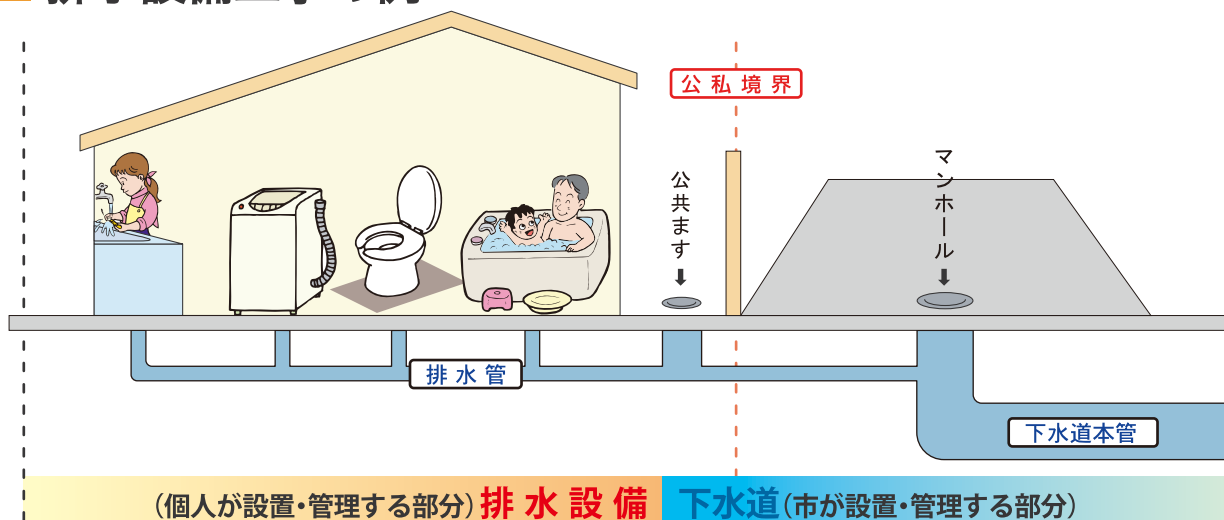
家庭の台所・風呂場・トイレなどから出る家庭排水を下水道に流すために、個人の敷地内に設置する排水管や接続することを「排水設備」といいます。排水設備を設置し下水道に接続する「排水設備工事（水洗化工事）」は、個人負担で行っていただくことになります。

せっかく下水道が整備されても地域のみなさまに接続して利用していただかないと、生活環境の改善や、川や海の水質保全という下水道の効果を得ることができません。

そこで、供用開始区域となった地区にお住まいのかたには、次のことをお願いします。

- ① 台所、風呂場などからの生活排水は、できるだけ早く排水設備を設置し、下水道本管に接続してください。（下水道法第10条）
- ② 既存の浄化槽については廃止し、排水を直接下水道本管に流すための工事を行ってください。（下水道法第10条）
- ③ 供用開始区域内の建物は、供用開始の告示日から3年以内に汲み取りトイレから水洗トイレに改造することが義務付けられています。（下水道法第11条の3）
また、供用開始の告示後に供用開始区域内で家を新築される場合は、水洗トイレにしないと家屋を建てることはできません。（建築基準法第31条）

排水設備工事の例



■水洗化工事のお申し込みは工事指定店へ

排水設備工事（水洗化工事）は、大館市排水設備工事指定店（以下「工事指定店」）で行わなければなりません。（大館市下水道条例第5条）

工事指定店は、市への申請書類の作成・提出などの諸手続きを代行することができます。また、安心してアフターサービスをまかせることができます。

排水設備工事（水洗化工事）は、必ず工事指定店に依頼してください。

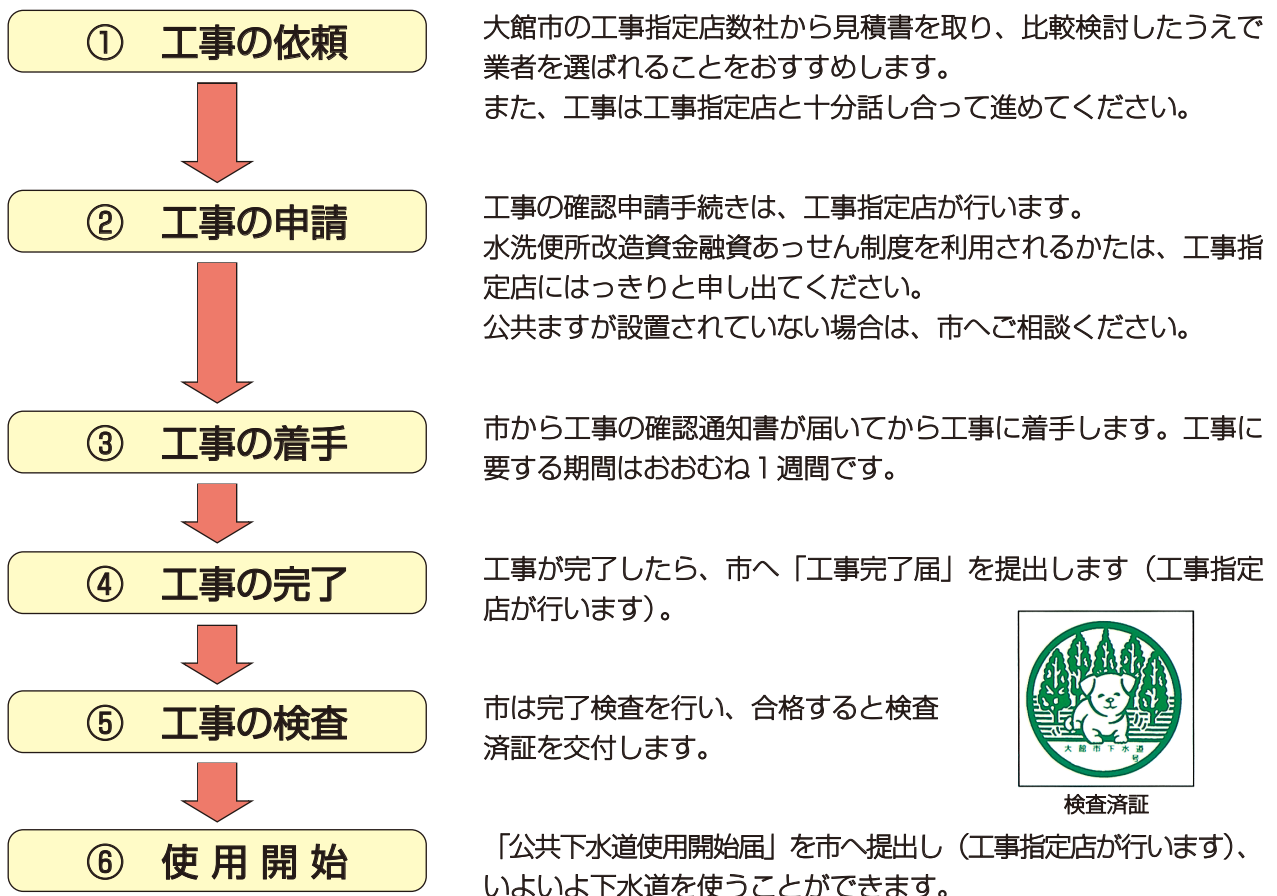
ご注意ください!!

工事指定店以外の業者が行った排水設備工事（水洗化工事）は、違法工事となり、工事完了後の市の検査も受けられず、工事費の融資あっせん制度も利用することができません。また、この工事は無効となり、工事をやりなおしていただきます。

■水洗化工事はみなさまと工事指定店との間で行うもの

排水設備工事（水洗化工事）は、みなさまと工事指定店との間で行っていただくものです。工事を行う場合は、直接工事指定店に依頼してください。

■排水設備工事（水洗化工事）の流れ



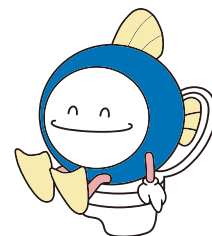
検査済証

7. 水洗便所改造資金の融資あっせんについて

大館市では、排水設備工事（水洗化工事）の費用について、みなさまの経済的負担を少しでも軽減するため、工事に必要な費用の一部を金融機関に融資あっせんする「水洗便所改造資金融資あっせん制度」を実施しています。

■ 融資あっせんの対象となるかた

- ① 下水道の供用開始の告示の日から3年以内に工事を行うかた
 - ② 市税、下水道受益者負担金（分担金）を滞納していないかた
- ※ 官公署及び法人その他会社などは対象となりませんので、ご注意ください。



■ 融資あっせんの対象となる工事

- ① 汲み取りトイレを水洗トイレに改造する工事
- ② し尿を処理する浄化槽を廃止し、排水管を公共下水道（公共ます）に接続する工事
- ③ 上記の工事と同時に行う他の排水設備工事

■ 融資の内容

- ① 融資限度額 1戸につき80万円以内。ただし、汲み取りトイレが2か所以上ある場合は、150万円を上限とします。
- ② 利 子 融資資金に対する利子は、大館市が負担します。
- ③ 償還の方法 毎月元金均等償還で60か月以内。
- ④ 連帯保証人 80万円までは1人（信用十分な場合は、家族保証も可能）
80万円を超えるときは2人（信用十分な場合は、うち1人は家族保証も可能）
- ⑤ 利用可能金融機関 秋田銀行、北都銀行、青森銀行、みちのく銀行、
秋田県信用組合、東北労働金庫、あきた北農業協同組合の
大館市内の店舗
※ゆうちょ銀行は利用できません。

■ 融資の手続き

融資あっせんを希望されるかたは、排水設備工事（水洗化工事）の申請と同時に手続きを行ってください（工事の確認申請後は、融資の手続きを受け付けられません）。

なお、この手続きは工事指定店が代行できますので、工事の依頼を行うときに融資あっせん制度の利用を希望することをはっきりと工事指定店に申し出てください。

8. 下水道使用料について

排水設備を整備し、公共下水道を使用するようになると、下水道使用料を納めていただくこととなります。

下水道使用料は、下水道管の清掃や修理、下水処理場の運転・維持管理などの経費に使われます。

■汚水量の決め方

水道水のみを使用している場合	水道水の使用量が、下水道の使用量となります。	
自家水（井戸水など）のみを使用している場合	メーターを設置している場合	メーターによる使用量とします。
	メーターを設置していない場合	1人につき1か月6㎡で計算した量とします。
水道水と自家水（井戸水など）を併用している場合	メーターを設置している場合	メーターによる使用量と水道水の使用量との合計とします。
	メーターを設置していない場合	1人につき1か月6㎡で計算した量と水道水の使用量を比較し、多い方とします。

■下水道使用料金表

種別	基本使用料 (10㎡まで)	従量使用料 (1㎡につき)			
		10㎡を超え 20㎡までの分	20㎡を超え 50㎡までの分	50㎡を超え 100㎡までの分	100㎡を 超える分
一般	1,400円	150円	160円	190円	210円
公衆浴場	1,400円	95円			

※ 上記で算定された額に、消費税及び地方消費税（計10%）が加算されます。

※ 上の表の「一般」とは、公衆浴場・プール以外の汚水です。

< 1か月の汚水量が24㎡の場合の下水道使用料の計算例 >

基本使用料（10㎡まで）・・・1,400円

従量使用料（10㎡を超え20㎡まで）・・・150円×10㎡＝1,500円

（20㎡を超え24㎡まで）・・・160円×4㎡＝640円

基本使用料＋従量使用料＝1,400円＋1,500円＋640円＝3,540円

下水道使用料＝3,540円＋354円(消費税10%)＝**3,894円**

■下水道使用料の納入方法は？

① 上水道を使用している場合

上水道料金と同時に納めていただきます。納入の方法には、口座振替と納入通知書による納付があります。すでに上水道料金を口座振替しているかたは、下水道使用料も自動的に口座振替になります。

② 自家水（井戸水など）を使用している場合

口座振替または納入通知書で納めていただきます。

■下水道使用料の納付場所は？

○大館市指定金融機関 秋田銀行の本支店

○収納代理金融機関 北都銀行、秋田県信用組合、あきた北農業協同組合、みちのく銀行、青森銀行、東北労働金庫の大館市内の店舗

○東北六県のゆうちょ銀行または郵便局

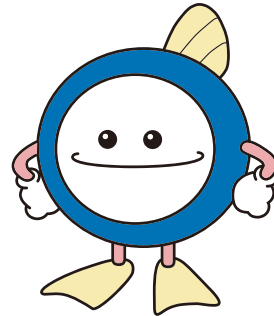
○大館市役所、各総合支所および各出張所、市民サービスセンター

○コンビニエンスストア

口座振替について

下水道使用料の納入は、便利な口座振替をおすすめします。

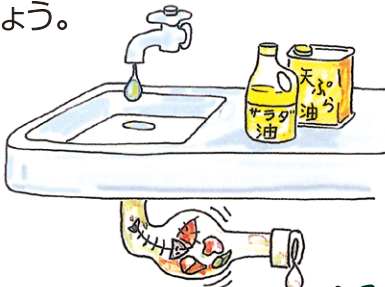
口座振替の申し込みは、大館市指定金融機関または収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を含む）に備えてある「口座振替依頼書」にご記入のうえ、金融機関窓口にて提出してください。



下水道はみんなで上手に使いましょう

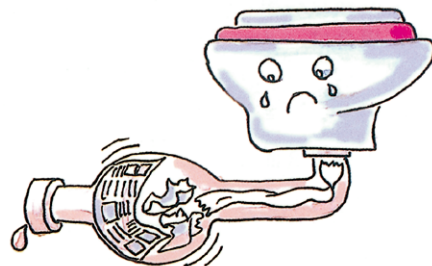
台所では・・・

野菜くずやご飯の残り、てんぷら油やサラダ油などを流さないようにしましょう。



水洗トイレでは・・・

トイレットペーパー以外の紙、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー等の異物を流さないようにしましょう。



下水道の修理は・・・

排水管や水洗トイレ・流し等の故障がおきた場合は、工事指定店へ修理をお申し込みください。

下水道に関するお問い合わせ先

お問い合わせの内容	連絡先
○公共下水道の計画に関すること ○公共下水道の建設に関すること	0186-43-7091
○排水設備に関すること ○排水設備の工事に関すること ○排水設備工事指定店に関すること ○水洗化資金の融資あっせんに関する こと ○公共下水道の維持管理に関すること	0186-43-7095
○水洗トイレ・排水設備の故障	排水設備工事指定店へご連絡 ください。
○受益者負担金(分担金)に関すること	0186-43-7086
○下水道使用料に関すること	0186-42-4117

大館市建設部下水道課

〒018-5792

大館市比内町扇田字新大堤下93番地6(大館市比内総合支所内)

発行日:令和2年4月1日 改訂